

⑪福祉バザーの開催とバザー用品寄付のお願い

笠間市ボランティア連絡協議会 笠間・岩間・友部の各支部では福祉バザーをそれぞれの地区で開催します。

そこで、ご家庭の押し入れに眠っている日用雑貨品など、寄付のご協力をお願いします。寄付していただける方は、社会福祉協議会各支所にお届けください。なお、収益金はボランティア活動の充実、発展のために活用させていただきます。

※友部地区中央支部にお住まいの方は支部のバザーに品物のご寄付をお願いします。

地区	日時	会場
友部地区 「ふるさとまつり in かさま」	10月26日(日)	畜産試験場跡地 (笠間市平町1884-92)
岩間地区 「公民館まつり」	11月3日(月・祝)	市民センターいわま (笠間市下郷5140)
笠間地区 「JAふれあい祭り」	11月15日(土)、 16日(日)	笠間芸術の森公園 (笠間市笠間2345)

寄付用品

日用雑貨品：なべ、茶碗、お盆などの食器類、石鹸、タオル、シーツ

食品：しょうゆ、油、砂糖、酒、缶詰など

衣類：紳士服、婦人服、子供服など(クリーニングまたは洗濯済の物)

その他：手づくり品、野菜、鉢植え等

※大型の物、こいのぼり、ひな人形、ガラスケースの人形等のご遠慮ください。

問 笠間市社会福祉協議会 ボランティアセンター TEL 0296-78-2626

岩間支所 TEL 0299-45-7889

笠間支所 TEL 0296-73-0084

⑩「くらしの困りごと相談所」を開設します

道路を補修してほしい、土地・建物の名義を変更したい、貸金未払いやセクハラなどの職場トラブルがある、離婚や契約トラブルについてなど、くらしの中での困りごとをお聴きします。秘密は厳守します。

日時 10月24日(金)

午前10時30分～午後3時

会場 茨城県市町村会館 1階講堂

(水戸市笠原町978-26)

相談担当者 法務局、労働局、茨城県、茨城県警、水戸市、弁護士、司法書士、税理士等

相談料 無料

申込方法 事前申込不要です。当日直接会場にお越しください。受け付けは先着順です。

問 総務省 茨城行政評価事務所

TEL 0570-090110

⑨高齢者・障がい者のための成年後見相談会を実施します

司法書士による成年後見等の無料相談会を開催します。

日時 10月25日(土) 午後10時～午後3時

会場 茨城司法書士会館

(水戸市五軒町1-3-16)

相談内容 成年後見、遺言、相続等

申込方法 前日までに電話で予約をお願いします。

申・問 (公社)成年後見センター・リーガルサポート茨城支部

TEL 029-302-3166



⑧笠間市火災予防条例の一部が改正されました

笠間市では、昨年8月に発生した京都府福知山市の花火大会での火災を教訓に、「対象火気器具等」の取扱いに関する規定の整備(消火器の準備)、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、「露店等の開設届出書」の提出を義務付けること、また、屋外での催しで大規模なものとして指定された場合にその主催者は、火災予防上必要な業務を行うことが必要になることなどを内容とした条例改正を行い、10月1日(水)から施行されました。

改正内容

◆「多数の者の集合する催し(※1)」に際し消火器の準備が必要になりました

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しにおいて火災が発生した場合には、初期消火が重要であることから、このような催しに際して対象火気器具等(※2)を使用する者に対して、消火器(※3)の準備をしたうえで使用することが義務付けられました。

※1 一時的に一定の場所に人が集まることにより、混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しを指し、集合する者の範囲が個人的なつながりにとどまる場合(近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催する餅つき大会のように相互に面識のある者が参加する催しなど)は該当しません。

※2 火を使用する器具またはその使用に際し、火災発生のおそれのある器具

(例 プロパンガス、石油、電気、まき、炭等を使用するコンロ、発電機、ストーブ、かまど等)

※3 対象火気器具等の種別その他周囲の可燃物の消火に適応する消火器

(エアゾール式簡易消火器および住宅用消火器を除く)

◆対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、管轄消防署へ届出書の提出が必要です

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しにおいて、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、開始の3日前までに「露店等の開設届出書」の提出が必要となります。なお、多数の露店を開設する場合は、個々の露店主が個別に提出するのではなく、露店等を統括する者、イベントの主催者等が取りまとめて提出してください。

◆「指定催し」に係る防火管理について

屋外で開催される祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しで、「大規模なものとして、消防長が指定した催し(※4)」を開催する場合に主催者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成し、その業務を行わせることとなりました。また、作成した火災予防上必要な業務に関する計画は、消防本部予防課へ提出する必要があります。

※4 「大規模なものとして消防長が指定した催し」とは、大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場とし、主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されているものを指します。

問 笠間市消防本部予防課 笠間消防署 TEL 0296-73-0119

友部消防署 TEL 0296-78-0119

岩間消防署 TEL 0299-45-0119



広報紙は笠間市ホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.kasama.lg.jp/>